

名古屋市福祉有償運送運営協議会運営要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、名古屋市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の円滑な運営を図るため、名古屋市福祉有償運送運営協議会条例（平成27年名古屋市条例第13号。以下「条例」という。）に定めることのほか必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第 2条 協議会は、条例第 2条の規定に基づいて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第 183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき、福祉有償運送に係る自家用有償旅客運送の登録（法第79条の 6第 1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の 7第 1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第 1項第 4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(会議)

第 3条 協会議の議事が調わないときは、会長及び会長があらかじめ指名した委員により協議を行うものとする。

- 2 協議会の会議は、公開とする。

(除斥)

第 4条 条例第 4条第 1項第 5号の規定に該当する委員は、当該委員が所属する団体に関する議事に参与することができない。

(庶務)

第 5条 協議会の庶務は、条例第 8条の規定に基づき健康福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年 9月14日から施行する。
- 2 最初に委嘱される委員の任期は、第 4条第 3項の規定にかかわらず、平成19年 3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。